

新潟市歩道除雪奨励金交付事業 実施要領

(趣旨)

第1条 この要領は、新潟市補助金等交付規則（平成16年新潟市規則第19号）に定めるもののほか、市管理道路の歩道除雪において、市民団体が自主的に実施する歩道除雪に対し奨励金を交付することにより、市民と市がそれぞれ役割分担し協働して、早期に安心・安全な冬期道路の歩行空間を確保することを目的とする事業に適用する。

(定義)

第2条 この要領における用語の定義は次のとおりとする。

- (1)地域コミュニティ協議会 新潟市区自治協議会条例（平成18年新潟市条例第74号）第2条第2項第1号に規定する地域コミュニティ協議会をいう。
- (2)自治会 新潟市自治会等事務委託要綱（昭和47年12月1日実施）第2条に規定する自治会等をいう。
- (3)その他の団体 PTA、NPO、ボランティア団体等の営利を目的としない団体で市内に主たる活動拠点を有する団体とする。

(交付対象とする団体)

第3条 この要領に定める奨励金を受けることのできる者は、前条に規定する者（以下「団体」という。）のうち、除雪作業に従事できる構成員数が5名以上の団体とする。

(団体の登録)

第4条 奨励金の交付を受けようとする団体は、事前に市長へ新潟市歩道除雪奨励金交付事業登録申請書（第1号様式）、除雪作業に従事する構成員を明記した活動者名簿報告書（第2号様式）、除雪を実施しようとする数量や方法に実施する範囲の

図面を添えた除雪実施計画書（第 3 号様式）を提出し、登録しなければならない。

2 除雪作業に従事する構成員の登録数は、下記のとおりとする。

(1) 地域コミュニティ協議会 5 名以上 100 名以下とする。

(2) 自治会、PTA、NPO、ボランティア団体等 5 名以上 30 名以下とする。

3 除雪の実施を登録できる対象区域は、市管理道路であり歩道の用途として使用されている道路のうち、下記のいずれかに該当する箇所であるとともに、一定延長において歩道空間の連続性が確保される区間とする。

(1) 通学路（小中学校へ徒歩により通学する児童や生徒がいる道路）

(2) 人家連担部またはそれに順ずる区間

(3) 歩行者の多い歩道、及び車道の路肩部

(4) その他、公共性が高いなど、特に市長が認める箇所

4 市長は、前項の規定に基づく申請があった場合、内容を審査し、適当と認めたときは、新潟市歩道除雪奨励金交付事業団体登録通知書（第 4 号様式）を新潟市歩道除雪奨励金交付事業登録団体（以下「登録団体」という。）に交付するものとする。

5 登録団体は、登録事項の変更があった時、又は活動を廃止する場合は、登録事項変更・廃止届（第 5 号様式）により市長に届け出なければならない。

（交付の対象期間）

第 5 条 奨励金の交付対象となる期間は、12 月 1 日～翌年 3 月 31 日までの間に実施した除雪とする。

（交付の対象基準）

第 6 条 交付対象となる除雪の範囲は、第 4 条（第 3 号様式）において申請した範囲内とする。

2 交付対象となる除雪の方法は、第 4 条（第 3 号様式）において申請した方法によるものとする。

- 3 交付対象となる積雪深は、歩道の積雪が概ね 10cm に達している場合とする。なお、市長が特に歩行者安全確保のために必要と判断した場合は、この限りではない。

第7条 奨励金支払いの対象となる除雪回数は、同一路線について、原則として8回を限度とする。

(交付対象の除雪作業)

第8条 除雪の方法は、原則、除雪機械（ハンドガイド式）や、スコップ・スノーダンプ等の除雪道具を使用することとし、歩道上の一定幅員や道路横断箇所において、雪を除去する作業を対象とする。

- 2 除雪作業は、事前に登録した構成員により、3人以上で実施するものとする。
- 3 使用する除雪機械はハンドガイド式のみ認めることとし、搭乗式の歩道除雪機械や車道用除雪機械は認めない。
- 4 除雪機械を使用する場合は、歩行者や自転車通行者など第三者の安全確保や、施設の損傷防止のため、運転手のほか安全確認のための補助員を1名つけるものとする。
- 5 除雪機械を使用する場合は、あらかじめ、機械の種類や規格を所定の様式（第3号様式）により市長に報告しておくものとする。

(ボランティア保険の加入)

第9条 登録団体の構成員は、活動中の事故等に備え、ボランティア保険に加入するものとする。

- 2 ボランティア保険の加入手続きは市が行い、費用は市が負担する。
- 3 登録団体は、活動中に事故等が発生した場合には、速やかに市へ報告するものとする。

(小型除雪機械の貸与)

第10条 市長は、希望した登録団体について市所有の小型除雪機械を貸与することができる。

2 1 登録団体あたりの小型除雪機械の貸与限度年数は、原則、小型除雪機械の使用によって奨励金の交付を受けた年数が5年となった年度を限度とする。

3 前項の規定により、小型除雪機械の貸与条件を満たさない登録団体であっても、該当年度の貸与希望団体数が市貸与機械台数に達しない場合、登録団体は機械の貸与を希望することができる。ただし、貸与希望団体が多数の場合は、過去の実施状況等を考慮して貸与団体を決定する。

4 その他、小型除雪機械の貸与に関する取り決めについては市長が別に定める。

(奨励金交付の申請)

第11条 奨励金の交付を受けようとする登録団体の代表者は、新潟市歩道除雪奨励金交付申請書（第6号様式）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(1) 除雪実施箇所を記入した路線図

(2) 除雪の実施状況が確認できる写真

(3) 除雪参加者名簿（第7号様式）

(4) その他、市長が必要と認める書類

2 奨励金の交付を受けようとする登録団体の代表者は、毎月末までに、市長へ提出するものとする。

(奨励金の交付)

第12条 市長は、登録団体から交付の申請があったときは、前条の申請に係る書類等の審査及び必要に応じて行う現地調査等によって適切と認めた場合について、予算の範囲内で、第14条に定めた奨励金を交付する。

2 市長は、前項の場合において適正な交付を行うため必要があるときは、奨励金の

交付の申請に係る事項につき修正を加えて奨励金の交付を決定することができる。

(奨励金の交付対象経費)

第13条 交付金の交付対象となる経費は、除雪にかかる実費相当分とし、下記の項目とする。

(1)飲食代(軽食、ジュース)

(2)除雪用具(除雪機械、スコップ、スノーダンプ、手袋、長靴、防寒具など)の損耗費

(3)除雪活動のための事前の準備や周知・通信費用等

(奨励金の算定)

第14条 奨励金の額は、以下各号の合計とし、1団体あたり第5条の期間において20万円を限度とする。

(1) 1回あたり基本額

前条(1)に該当する費用として、実績に応じ、1人1回あたり500円(1日2回を限度とする)

(2) 実績あたり算出額

前条(2)および(3)に該当する費用として、実績に応じ、歩道10メートル(10メートル未満切り捨て)あたり130円、道路横断箇所1箇所あたり130円

(除雪の実施確認)

第15条 除雪の実施確認は、原則、写真と図面を照らし合わせ、確認する。

(奨励金の返還等)

第16条 市長は奨励金の交付にあたり、登録団体の不正が発覚した場合は登録を取り消すとともに、交付した奨励金の返還を求めることができる。

(是正指示)

第 17 条 市長は、登録団体に対し、必要に応じて報告を求め、また是正指示をすることができる。

(その他)

第 18 条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要領は、平成 22 年 12 月 1 日から施行する。

(適用期間)

2 この要領は、令和 10 年 3 月 31 日に限り、効力を失う。

附 則

この要領は、平成 23 年 12 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、令和 4 年 12 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、令和 7 年 12 月 1 日から施行する。